

動物用医薬品対策事業の補助対象経費の内容について

補助対象経費	内容
賃借料	本事業に係る会議を開催する会場及び本事業の実施に必要な機器等を借りるために要する費用
印刷製本費	本事業に係る資料等を印刷又は製本するために要する費用
翻訳・通訳費	本事業に実施に必要となる翻訳・通訳に要する費用
通信運搬費	本事業の実施に必要となる郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
文献図書費	本事業に係る調査・試験、資料作成等に必要な文献・図書の購入に要する費用
謝金	本事業の実施に必要となる業務に対し協力を得た者（委員、講師等）に対する謝礼に要する費用（事業実施主体の内部規定によることとする。）
旅費	本事業に係る会議、現地調査、試験の実施のために委員、講師、職員等に支払われる旅費
人件費	本事業の実施に必要となる業務に従事する職員（研究員、補助員等）に対して支払う実働に応じた対価
賃金	本事業の実施に必要となる業務（業務補助、資料整備等）のために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）
消耗品費	本事業に係る開発試験に必要となる消耗品（試験動物、試薬、材料等）、各種事務用品の購入に要する費用
役務費	本事業の実施に必要となる業務（外注することが必要かつ合理的・効果的な業務に限る。）のうち、他の事業者に外注するために要する費用
委託費	本事業の実施に必要となる業務の一部（委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限る。）を他の事業者に委託するために要する費用
その他補助事業に必要な経費	上記の他、本事業の実施に必要となる費用

（注）人件費及び賃金の単価の算定等に当たっては、別紙 1 - 3 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知）に基づき適切に算定するものとする。